

平成 27 年度 第 4 回長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 会議概要

開催日時	平成 27 年 11 月 6 日 (金) 午後 2 時 00 分から
開催場所	第一庁舎 8 階 第二委員会室
委員出席者	12 名 (欠席委員 3 名)
傍聴者	
事務局出席者	事務局 10 名
公開・非公開	公開
分科会内容 (概要)	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・近藤満里委員の退任と小泉栄正委員の就任の紹介 ・欠席委員の報告、過半数の委員の出席による議事成立の報告 ・議事の公開について説明 <p>2 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長あいさつ ・保健福祉部長あいさつ <p>3 議事</p> <p>(1)「長野市障害者基本計画の中間見直しについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明…資料 1、資料 2 パブリックコメントの内容等を説明。 障害福祉課から、長野市障害者基本計画中間見直し (案) について説明をする。 前回 9 月 30 日の第 3 回障害者福祉専門分科会の後に、素案の内容の一部修正を加えて、案として提出する。 本日承認された内容を、パブリックコメント、市民意見募集にかかけたい。 前回の審議会以後の経過を説明する。 素案の段階で調整中のものがあった。また、事業を担当する課から素案の内容に改善を要する具体的な提案があったので、本日提出する案の作成に向けて、関係する協議を行った。 長野市障害者基本計画推進部会、長野市障害ふくしネット会議を 10 月 7 日に行った。 ここで、今回の案の書式に寄せ換えてパブリックコメント案として提出し、10 月 20 日を期限として意見募集をかけ、内容の調整を行った。 また、パブリックコメント前の庁内の最終調整に向けて、障害福祉課内の点検に付して 10 月 15 日に課内会議で調整を、また長野市障害者基本計画庁内推進会議のメンバーに配布して点検を依頼、調整中のものを含めて内容の詰めを行い、10 月 29 日の会議で修正箇所をまとめて、本日の資料 1、長野市障害者基本計画中間見直し (案) を作成した。

資料1の計画の概要版として作成したものが、資料2になる。こちら、パブリックコメントにかけて、資料1のものと合わせて市民の閲覧に供する予定である。

概要版の資料2から説明する。

表紙に続く1ページ目に見直しの概要として、背景と趣旨を記載している。

2ページに、計画期間と見直しスケジュールを図にした。

3ページには、策定体制を記載した。

4ページには、アンケート調査の概要を記載した。

続いて5ページからの中間見直しの変更要点である。

見直しは、計画全般にわたる文章、事業の内容に渡るが、特に計画の作りこみの変更に関する部分を要点としてまとめた。

1番目として、計画の推進状況の成果指標の更新についてである。

本編の第1編第2章「計画の概要」に掲げている部分について、見直し前の計画では、中間目標を平成27年度に設定していたが、計画終了時の平成32年度の目標値の設定は無かった。

今回の中間見直しでは、中間目標年度の平成27年度現状値を記載するとともに、新たに目標値を設定することを説明した。

6ページでは、本編の第3編各論の各章、基本目標ごとに展開している具体的な事業の中から、これまでに無かった進捗を数値化するものを選定することなどを説明した。

本編の書式を例として表示している。

7ページでは、本編第3編各論の事業について、見直し前は、「継続」と「新規」の2つの区分で表示していたが、各事業の進捗の状況等により、今後の事業の方向性として、「拡充」、「縮小」、「廃止予定」「廃止」の4区分を加えたことを説明した。

それぞれの事業数は、ご覧のとおり。

本計画には、さまざまな専門用語があるので、本編の巻末に用語集を設けた。

8ページから本編の概要になる。

第1編総論では、障害者施策に関する制度の改正、9ページには計画の基本的な事柄を載せた。

10ページでは、計画の体系の中に、優先調達の推進を追加したことを載せた。

11ページから13ページにかけては、計画の進捗状況の成果指標を掲載した。

第2編の障害のある人の状況については、統計に基づいたグラフを掲載している。

14ページから16ページにかけて、ご覧のとおり。

17ページから第3編各論になる。ここでは、具体的な事業の中から、指標設定事業の説明を22ページにかけて、また、新規事業の説明を23ページから25ページにかけて掲載した。24ページの番号4-3の55番「保育所等訪問支援の促進」の訪問先の言い回しを変更したので、手元の「概要1」の紙に差し替えをお願いします。

26ページには、今後のスケジュールとして、パブリックコメント以後の日程を掲載している。

資料1の説明に移る。

資料1中間見直し案は、書式を見やすく変更した。全体的な色調をはっきりさせて、事業等の見出しを強調したこと、グラフの色調をはっきりさせたことなどを配慮した。

前回の素案の内容から変更になった部分を赤い字にした。

軽微な言い回しの変更や、専門用語でない用語の変更などについては、黒い字で修正をかけた部分がある。

主な修正箇所について説明する。

3ページ、障害者権利条約については、先頭に国連による採択の説明を、5ページの時系列最後の部分に日本の批准についての説明を置いた。

その間に国内法の整備の状況を制定又は改正が成立した順番に並び替えた。

また、3ページの②番の障害者自立支援法、児童福祉法の改正、5ページの⑨の学校教育法施行令の改正も本計画の内容に係わるものであり、項目を追加した。

5ページが一番下の行の文字の配置がずれていた。手元の「①」の紙に差し替えをお願いする。

6ページは、前回の素案で調整中となっていたページで、中間見直しで追加された主な新規、修正事項についてまとめた。

7ページ棒グラフに、一部欠損箇所があった。手元の「②」の紙に差し替えをお願いする。

制度改正に伴う内容の変更、第3編各論の各事業に指標設定するものを設けたこと、各事業の区分にこれまでの継続、新規に加えて拡充縮小、廃止、廃止予定を設けたこと、また、新しい事業を追加したことなどを記述した。

11ページでは、基本目標4教育・育成の充実の成果指標、「学校では、能力や障害の状況にあった支援がされていると感じている障害児及び保護者の割合」について、前回素案で「H27現状値」82%としていたものを、「大いに満足」の26%と「ほぼ満足」の56%に区分して、H32目標に「大いに満足」を採用して50%とした。

これは、素案のときと同じこの度のアンケート結果を使用した。目標として取り上げるものは、大いに満足の回答を採用し、ほぼ満足は、結果を併記した形とした。

これらを合算した82%を現状値とすることは、今後更に充実が叫ばれているこの分野の実態に合っていないのではないかという議論があり、検討した結果、見直し前の指標に用いたものを引き継ぐものとして、大いに満足を用いることがふさわしいとして、このようにしたものである。

21ページでは、前回調整中であった難病患者のグラフを整理した。

第3編の各論に移る。

基本目標ごとの課題と方向性及び各種事業の記載の部分は、各所に調整を行った。大きくは、審議会で多くの意見をいただいた、第4章教育・育成の充実の部分について、子ども未来部の各担当と調整を行ったこと、また、第3章くらしの充実の部分を始め、各所にある公共交通に関する部分について、本年度策定された、長野市公共交通ビジョンの方針に沿った内容に修正を行ったことがある。

それでは、主なものを順をおって説明する。

中間見直しでは、掲載する各事業に事業番号を付番した。27ページの「障害者虐待防止サポートセンターの設置」の事業は、1-1、01番となっている。1-1は、第1章 第1節を表し、その下の01は、章ごとの記載順の連番号で、「指標設定事業」に続く「主な事業」と通しになっている。

「障害者虐待防止サポートセンターの設置」事業の平成32年度目標値1,000件は、前回の審議会でご指摘のあった部分で、素案では、1,200件としていたが、相談の件数は実績をベースにして、対応等の充実を図っていくということで1,000件とした。

29ページの事業番号09番「ピア・サポーター養成事業」には、当事者団体と連携することを書き加えた。また、事業番号11番「行政施策への障害当事者参加システムの構築へ向けた取り組み」では、この部分にあった「バリアフリー新法を遵守する」という記述を第6章の方に移し、内容を書き換えた。

31ページ、第2節「障害を理解する」の今後の施策と方向性の記述で、障害に対する理解の促進5番目の項目と6番目の項目の見出しの○が赤くなっている。これは、素案で1文だったものを2つに分けたものである。

32ページの事業番号14番の「人権教育・講演会」については、開催数がまとまったので掲載した。事業番号17番の「障害理解促進事業」は、前回素案において、ふれあいまつり開催事業に代えて提案したもので、さらに内容を精査してこのように変更した。

33ページの事業番号23番「教育課程研究協議会」は、内容の詰めを行った。

手元の「③」の紙に差し替えをお願いする。ここは、素案では交流、共同学習について、再検討するとなっていたが、継続して研究しているので言い回しを変更した。

37ページ、第2章第1節今後の施策の方向性の部分では専門用語の整理をして、関連する複数の箇所の統一を図った。

38ページ、現状と課題の3番目「地域での保健・医療・福祉の連携」では、介護保険に移行するときの諸課題を踏まえて記述を書き換えた。関連して43ページにも項目を追加した。

41ページの事業番号12番「特別支援庁内連携会議」のように縮小や、廃止、廃止予定の事業にはその理由を記載した。

43ページ、事業番号19番「障害福祉計画の推進」については、指標がまとまったので、指標値とその内容に併せて専門用語の記述を書き換えた。

44ページ、事業番号21番「医療的ケアの必要な重度障害者の受け入れ態勢を図る福祉、医療連携の推進」については、前回素案の内容が誤っていたため、本来の事業の内容に訂正した。

45ページ、現状と課題の3番目、送迎（移送）サービスの部分は、内容を精査して書き換えをした。素案では、1つ目に「外出時の公共交通機関の利用が不便であるため、」となっていたものを、このようにした。また、「特定の対象者のみの交通施策は事業として成立が難しいと考えられるため」を、「新たな交通施策のモデルが必要です。」と修正した。

46ページ、移送サービスの部分では、「オンデマンド型の交通システムを目指します。」を、「オンデマンド型などの移送サービスを検討します。」とした。

47ページ、事業番号26番「訪問理・美容サービス事業」は、拡充としていたが利用状況を検証しながら引き続き事業を実施していくということで継続にした。

60ページ、「日常の移動手段の充実」については、「長野市公共交通ビジョン」が本年策定されたことに伴い、記述を書き換えた。

61ページ、事業番号28番「移動支援事業拡大」では、事業名に「外出支援」を加え、ご覧の指標の内容にまとめた。

67ページ、第4章第1節「母子保健事業 早期療育体制の充実」の「ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築」の今後の施策の方向性の記述に前回の委員の意見を反映させた。

71ページ、事業番号20番の「幼稚園、保育園、認定こども園への園訪問事業」は、事業名に認定こども園を追加して、内容を発達支援安心ネットワークと関連付けて実施していくものに変更した。

72ページ、第2節「福祉サービスの充実」の今後の施策と方向性に、3「法的支援や福祉サービスの範囲」の項目を設けて、いわゆる「制度の谷間」的な現状を課題として、サービスに結びつけるための調査・研究、検討を行っていく内容を追加した。

73ページ、事業番号23番「障害福祉計画の推進」は、ご覧の指標を選定して、数値をまとめた。

76ページ、事業番号30番「地域発達支援会議」は、事業名に「発達支援あんしんネットワーク事業」を加え、指標値として、関連する機関の参加について設定した。送付した資料は全部赤くなっていたので、手元の「④」の紙に差し替えをお願いします。

78ページ、「保健・医療・福祉・教育とのつなぎ」2番目の項目に、素案では「人材バンク等の構築」の記述があったが、市は人材バンクを構築することが出来ないので連携及び協力要請の記述とした。

82ページ、事業番号54番の新規事業「放課後子ども総合プラン施設へ向けた相談支援」は、事業名の「児童館、児童センター、プラザへの巡回相談支援」に代えて、「放課後子ども総合プラン施設へ向けた相談支援」とした。

手元の「⑤」に差し替えをお願いします。事業番号55番の「保育所等訪問支援の促進」の部分、「学校、児童センター、プラザ」の部分「学校、放課後子ども総合プラン施設」に書き換えた。

92ページ、事業番号12番「地域活動支援センターの充実」では、指標の集計がまとまったので、指標値を掲載した。

101ページのグラフでは、素案に掲載していなかった、外出頻度について、「外出の際に困ったり不便を感じることはありますか」の集計に「普段どのぐらい外出しますか」の集計をクロスして外出頻度を反映させた。※印は、グラフの補足事項として記載した。

102ページの今後の施策と方向性にバリアフリー化の記述を追加した。

103ページ、事業番号02番「啓発活動」は、言い回しを変更した。

104ページ、事業番号09番「市有施設整備への助言」は、バリアフリー新法の順守について記述を追加した。また、

事業番号10番の「鉄道駅バリアフリー化設備等整備」は、素案の「交通バリアフリー化設備等整備費補助金」から名称を変更し、この内容で「縮小」から「継続」に修正した。

105ページ、事業番号15番「道路整備」は、素案で「北部幹線他都市計画道路整備」とあったものを、都市計画道路に限定しない内容に書き換えた。担当課に道路課を追加した。

109ページ、事業番号27番「災害時における応援協定」は、平成26年度基準値を素案の90施設から5施設に修正した。素案では、障害福祉関連施設以外の福祉関連施設がほとんどであったため、再調査したものである。平成32年度目標値は新たに記載した。

110ページをご覧ください。事業番号31番「避難行動要支援者支援」は、内容を精査して書き換えた。

巻末として、今回は117ページ～126ページの内容を記載した。

私からの説明は以上。

【質疑応答】（要旨）

議 長：只今の案の説明について、先に資料2の概要版について質問、意見があればお願いしたい。

議 長：なければ、資料1本編の方で、お願いしたい。

委 員：27ページの5年後の目標のところ、障害のある人への差別や虐待の防止に関して、相談に関することはあるのですが、いわゆる実効性の確保というところで、もし何かがあったときの救済の仕組みとかそういうものはどうするのか、という質問を前々回したのですが、その辺が見えない。

事務局：はい。方針としてははっきりしているところは、差別解消に関する相談窓口を障害福祉課に置くこと、サポートセンターを置くことです。サポートセンターについては、予算要求をしているところです。その中でどこまで関わることが出来るのか実績を見ていきたい。紛争解決の仕組みの大枠をどう形作っていくのかということは、検討していく。計画ではここまでしか載せていない。

委 員：来年の4月には施行される。その場合にそういう事例があった場合どうするのか。

事務局：今のところは調整中だが、紛争という状態にかかる部分については、市民生活部人権男女共同参画課と連携して対応していきたい。人権相談員、法務局とも連携することを考えている。長野市の地域連携協議会については、組織作りを検討している。

委 員：来年の4月には施行されるところで、情報が入ってくる中で、そういう仕組みを整えている自治体と整えていない自治体がある。もし、何かあったときに救済される仕組みがあるということは、障害者にとって安心感につながっている。その辺のところ、計画に入っていない。今話したことでいいのですが、文言が入ってくると長野市の姿勢として違うと思う。これを見れば全然入っていない。差別解消法第4条には、「障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制の整備を図るもの」とす

る」とある。この辺のところは形になってきていないということで、非常に不安に思っている方が大勢いる。私もその一人です。相談体制だけでは解決できない、特に女性の障害者の問題とかある。そういう方々にも是非配慮をしていただくような方法を取っていただきたいというのが私の考えである。

事務局：虐待の場合には、連携協議会で関係機関等が集まっている会を組織している。個別の案件についても情報共有と対策等の審議をしているので、差別解消についても虐待の連携協議会を拡大して協議会を設置する予定にしている。関係機関の情報の共有、個別の案件の対策について協議していきたいので、計画に盛り込むことを検討する。

委員：盛り込んでいただくということですね。

事務局：何らかの形で計画に入れ込みたい。

議長：他にいかがでしょうか。

委員：障害ふくしネットの会議では、どのぐらいの係わりと責任をもっているのか、それぞれの思いが違っていることを感じている。できればふくしネット組織図で、部会にの説明を市と一緒に協力して出来るように調整してほしいと思う。

事務局：計画の最終段階では巻末に資料編を設ける予定、そこで今このことを盛り込んで掲載することを検討する。

委員：基本計画案の61ページ、事業番号28番、移動支援の指標値が平成26年度の現状に対して平成32年度が減少しているのだが、どういうことなのか。利用者の人数が減ることとか。

事務局：移動支援（地域生活支援事業）だけを見た場合、現状では減っている。同行援護と行動援護はサービス事業所がまかない切れていないため、移動支援を利用している人がいる。このため、法定のサービスである同行援護と行動援護の支給決定を増やし、移動支援は減ることを見込んでいる。

委員：この数字は、平成32年度の予算配分にも影響するということなのか。

事務局：現段階では言えないこともあるが、動向を見て、目標のとおり減るようであれば予算も減ってくるが、増えるようであれば予算を確保していくことになる。

委員：この目標は、26年度までの傾向や、長野市の人口の推移などを総合的に判断したものと言うことでよろしいか。

事務局：はい。

委員：基本計画案の44ページ、事業番号21番医療的ケアの必要な重度障害者の受け入れ態勢は、難病の方も対象に盛り込まれているのか。

事務局：医療的ケアの必要な重度障害者ということで、難病の方も決められた疾患の方は障害者総合支援法の対象となっているので、その方については医療的ケアが必要な場合は対象となる。

委員：難病の本来の病気の部分については医療制度の方で対応できるのだろうが、難病の種類も増えているので、こういった部分は対象になるということか。

事務局：はい。

委員：基本計画案の10ページ、進捗状況の点検・評価とあるが、この計画が平成32年度までどのぐらい進んでいるのか、進んでいないものに対して進めていくことを指摘する立

場の人は誰になるのか確認したい。

事務局：計画の進捗状況の確認・評価は、長野市障害者基本計画策定（推進）部会、長野市障害者基本計画庁内策定（推進）会議、長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会、こういった機関に諮っていくことが必要である。この5年間、審議会では本年度第2回の会議まで点検は行われなかった。庁内においても、中間見直しをきっかけとして、長野市障害者基本計画庁内策定（推進）会議をもう一度立ち上げて、これからは継続してやっていくことにした。10ページの会議の体制で、障害福祉計画とともに点検・評価をお願いしたいと考えている。

委員：基本計画案の115ページ、事業番号45番「声の広報事業の推進」で、「テープ等に収録し」と表記しているが、ここで使うメディアについて、現在のカセットテープでは、頭だし出来ないため検索に苦慮しているとか、テープの生産が終了に近づいているということもあって、使い勝手の良いどのようなメディアを具体的に考えているのか。

事務局：「声の広報事業の推進」は、障害福祉課所管の障害者福祉センター指定管理業務で行っている。委員の言うとおりに、生産が先細りで、他のメディアを考えていかなければならないため、テープ等と記載した。どのメディアが良いのか、いまのところこれだというもの無く、センターと相談しながら決めていきたい。

委員：普及しているメディアは、最近短命で入れ替えが激しいのでそのあたりを十分検討して、せっかく採用したメディアが使えなくなるということが無いようにお願いしたい。

委員：基本計画案の43ページ、「65歳を迎え、介護保険に移行するときには、個々の状況を考慮して、必要な場合に障害福祉サービスを適用していきます。」と書いてあるが、この「必要な場合」とはどのようなものなのか、書いてもらえば、障害者が介護保険と一緒に障害福祉サービスを使えるのかそれとも、すべて介護保険に移行してしまうのか、心配な面もあるので、必要なものの例として、こうしたものは障害福祉サービスを使えるといったものを明記して欲しいと思う。

事務局：現状でも介護保険サービスと障害福祉サービスを併用して利用している人、あるいは65歳を過ぎても就労系のサービスを引き続き利用している人がいる。一人一人に支給決定の手続きがされるが、その際にプランを立てる相談員がついている。介護保険と併用を希望する人については、介護保険のケアマネージャーと障害福祉のケアプランナーの2人つくことになる。本人の希望だけでなく、客観的に制度を見て必要であるという判断があり、しかも障害福祉課にこのようなサービスが使えるかという相談があるので、一人一人のケースについて必要であるかという検討をさせていただいてサービスを決定しているという状況である。

委員：個々に違ってくるということですね。

事務局：はい、一律に書きにくいこともあるが、国の指示のある内容は書くことが出来ると思うので検討する。

事務局：一般的に言えるのは、介護保険サービスにないものは障害特性に応じたサービスが使えるということ、介護保険と障害福祉で同じようなサービスがあるときには、個々の特性に

応じて考えていくということ、ケアマネージャーと障害の相談支援専門員と調整しながらやっていくということである。

委員：基本計画案の66ページ、「第1節 母子保健事業・早期療育体制の充実」に係る、「2連携」の「現状と課題」「今後の施策の方向性」が書かれている。課題としては、専門機関の連携や情報の収集の2つがあり、5年後目標として、このような連携を強化します、情報提供の場合は「広報ながの」や市のホームページ等の活用など様々な方法でという中に全部含まれると思うが、必要な人に必要な情報が届くためにどのような方法のアイデアがあるのか。

事務局：広報ながの、ホームページの他に、障害理解がまだまだ進んでいないという結果が出ているので、工夫していきたい。今年、障害理解を推進するために、2月には、一般の方が参加しやすい講座を予定している。講座に合わせて障害児に対する支援について広報する。今までは、支援者向けの講習会が多かったので、一般の人が参加できるような事業を考えている。また、「情報ツー」という、こども向けの支援の情報冊子も、今まで不定期だったのを定期的に発行していきたい。まだまだ障害理解を進めるためにいろいろな工夫をしていかなければいけないと考えている。

委員：今後もっとこういうことも記述していただければ良いと思う。やはり、必要な人が知らないことも多い。何か方法があるのではないかと思う。基本計画の中でと言うことでなくても良いが、事例のようなもの、こういう困りごとがあって、このような解決策があるから、ここへいくと良いという実際のサービスが必要な人に分りやすい方法で情報を流してもらおうと良いと思う。要望です。

議長：実際にパブコメにかけると、更にいろいろな意見が出てくる。思ってもいなかったようなことも出てくるし、やはりそうであったかというようなことも出てくる。また、その段階で検討してもらい、反映できるものは反映してもらおうということではいかがか。

議長：それでは、この件については、以上とさせていただきます。それでは戻って、資料3について事務局からお願いしたい。

・事務局より説明（関口係長）…資料3

パブリックコメントの内容等を説明。

障害福祉課 関口から、資料3については、本日差し替えた内容で説明をする。

市民意見の募集（パブリックコメント）の実施について案についてです。

パブリックコメントは、行政で作る重要な計画について、広報やホームページに掲載、市民に広く周知して、意見をたくさんいただきながら、その意見を計画に反映していくものである。

障害者基本計画中間見直しについても、この方式を取る提案である。

1番の趣旨について、パブリックコメントは、長野市障害者基本計画中間見直しの策定に当たり、同基本計画中間見直しの素案の内容を公表し、広く市民等から意見等を募集することを通じて、同基本計画中間見直しへの市民参画の機会を確保する

とともに、市民等に対する説明責任を果たし、寄せられた意見等を考慮した透明性の高い計画とするため、長野市まちづくり意見等公募制度 実施要綱に基づき、実施するものである。

公表する資料については、今審議いただいた資料1、資料2を元にして公表をする予定である。意見の募集内容については、一つは市の施策についてということで、今回の見直しについて障害者支援に関する施策の追加や見直しの内容等については意見と、その他として、計画書全体の分りやすさ等について意見を募集するという内容である。

募集期間は、この後市の部長会議、議会説明を経て12月の中旬から28年1月の中旬まで、1ヶ月の期間をかけて募集をしたいと考えている。

募集方法は、広報ながの1月号の掲載、市のホームページ掲載とともに記者会見で広報する。

市役所障害福祉課、行政資料コーナー、各支所に資料を置く、それから相談支援事業所、地域活動支援センターにも配置、更に生活介護事業所、自立訓練事業所、就労支援事業所、障害者団体事務局の中で協力できる場所を選んで障害者の訪れる機会の多いところを優先に配置して市民に見ていただきたい。

意見の提出方法については、窓口持参、郵便、Eメール、ファックスでいただく。

次のページの意見提案用紙に名前、住所、電話番号等を書いていただき、①番から⑧番までどこの項目に対する意見なのか○をしていただき、意見を書いていただくことを考えている。

裏面には、意見募集の趣旨、方法等を記載する。

前のページの7番、意見の反映方法について、市民意見は、反映できるものとできないものに分類し、反映できないものについては、その理由を整理する。

反映の可否及び反映方法については、市社会福祉審議会（障害者福祉専門分科会）、部長会議において審議いただきたい。

これらの実施計画については、裏面のとおり、今日の専門分科会後、16日に部長会議、市議会会派総会、記者会見を経て、12月中旬から1月中旬にかけて意見募集を行う、それから事務局が意見の整理をして反映の可否を検討し、計画への反映をもう一度諮りたい。

意見反映の案については、長野市障害者基本計画推進部会、庁内推進会議、こちらの障害者福祉専門分科会に見てもらい、案を作って2月に予定している社会福祉審議会で答申をいただく計画である。

答申後の最終案を部長会議で決定し、議会説明、記者会見を通して4月1日から公表できるといった策定プランである。

パブリックコメントにおいても、市民からいろいろな意見が出てくると思う。その意見を踏まえて審議をいただきたい。

資料3については以上。

【質疑応答】（要旨）

議 長：只今の説明について、質問はあるか。

議 長：なければ、本日審議していただく案件は、全て終了した。全体を通して何か質問はあるか。

委 員：マイナンバー制度で通知に点字が無くて、誰に読んでも

	<p>らえるのが、不満の声がある。総務省に調べたら、各自治体できめ細かくサポートするとなっていた。個人情報の管理ということが報道されているが、視覚障害者に対してはその辺の配慮が足りないことが不安になっている。是非、長野市においてもその辺の配慮をお願いしたい。</p> <p>事務局：庁内で確認したい。</p> <p>委員：素案と今回のスタイルを比べて大変見やすくなっていると思う。パブリックコメントの中で出された意見をより分けしたものを含めてこの中で入れてもらえばと思う。</p> <p>議長：はい、よろしければ、以上で議事を終了したい。議事進行にご協力をいただき感謝する。進行を事務局に返す。</p> <p>4 その他</p> <p>事務局：次第その他について、長野市障害者基本計画中間見直しのパブリックコメントを12月から1月にかけて実施する。次回はパブリックコメントの意見集約をして1月下旬頃の開催をお願いしたいと考えている。開催時期の近くになったら案内する。都合をつけて出席をお願いする。</p> <p>5 閉会</p> <p>事務局：以上をもって、第4回長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会を終了する。</p>
--	--

4 その他

5 閉会